

回 答 書

| 番号 | 資料名 | 頁 | 項目名 | 質 疑 事 項 | 回 答 |
|----|------|---|---------------------------|--|--|
| 1 | 公募要項 | 2 | 1(3)④ 青少年健全育成機能 | 図書コーナーにおいては、(図書の相互貸出等)町立図書館との共通サービスを実施する想定でしょうか。 | 現在のところ想定していない。 |
| 2 | 公募要項 | 2 | 1(3)④ 青少年健全育成機能 | 配置する図書の想定はどのくらいでしょうか。 | 図書の整備は町が行いますので、指定管理料に計上しないでください。図書の選定については、指定管理者と調整します。 |
| 3 | 公募要項 | 2 | 1(3)④ 青少年健全育成機能 | 図書の貸出等は実施するのか、など図書コーナーのオペレーションについての町の想定を教えてください。 | 現在のところ図書室内での閲覧のみとします。 |
| 4 | 公募要項 | 2 | 1(3)⑤ 保健福祉諸機能 共用相談室 | 1階の「共用相談室」(2室)は、具体的にどのような機能・使用法を想定しているのでしょうか？ | 社会福祉協議会等が、福祉相談のために使用します。 |
| 5 | 公募要項 | 2 | 1 (プラザに入居する 団体) | 上三川町社会福祉協議会は、図面上の「団体事務室」に入居すると考えてよいのでしょうか。 | 社会福祉協議会(社協)そのものは、「事務室」に(15人程度)入居します。「団体事務室」については社協の職員は常駐せず、団体事務室運営協議会(福祉・保健関係団体約20団体)に一定のルールのもと自主的に利用させます。社協が協議会の事務局を担い各団体との連絡調整を図ります。 |
| 6 | 公募要項 | 2 | 1 (プラザに入居する 団体) | 役場組織の一部の職員は「事務室」に入居すると考えてよいのでしょうか。またその職員は主に保健師等保健センター機能業務に従事する職員なのでしょうか。 | 役場組織の入居は、現中心拠点施設整備室の5名を予定しています。なお、保健師等は、事業に合わせ役場より出向いて来ます。 |
| 7 | 公募要項 | 2 | 1 (プラザに入居する 団体) | 町職員と指定管理者職員とは、「事務室」にて同居することとなるのでしょうか。 | 同居を前提として指定管理者と協議を行います。 |
| 8 | 公募要項 | 3 | 2(1)⑤ サービスの向上 | 本施設は障害者をサポートするための設備機能が多数あるとの説明がありましたが、具体的に、どのような建物内の設備・機能があるのかをご教示ください。 | 電気設備工事E-44記載のとおり非常文字表示設備・ホーンストロボ補助警報装置・集団補聴設備などを設置します。電気設備工事付帯工事の図面にも記載があります。 |
| 9 | 公募要項 | 3 | 2(1)⑤ サービスの向上 | 「誰もが安心して利用できる最新設備」(説明会では「呼出表示システム」「集団補聴システム」等と言っていましたが、)の詳細(システム内容・設置される場所等)について説明いただけますでしょうか。 | NO. 8に同じ |
| 10 | 公募要項 | 3 | 2(2) 指定管理者が行う 業務の範囲 | 「町内巡回バス」の運行業務に関し、指定管理者がなんらかの形で関わりを持つことはあるのでしょうか(例:利用者の誘導、回数券の販売)。 | 利用者の誘導等は想定していますが、詳細は協議します。 |

| | | | | | |
|----|------|---|---------------------------------|---|---|
| 11 | 公募要項 | 4 | 2(4)⑦ プラザから発生する ゴミの処分について | 「ゴミ処分のうち(※レストラン等、自動販売機からのゴミは除く)」と有りますが、保健センターでの診察室・臨床検査室から出る医療廃棄物に関する処分は指定管理者の業務範囲に含まれますか？含む場合、クリーンパーク茂原で処分は可能ですか？ | 医療廃棄物に関する処分は、指定管理者の業務範囲に含まれません。 |
| 12 | 公募要項 | 4 | 2(3) 機器・備品の選定及び調達 | 「町民交流センター機能」及び「総合健康活動促進機能」以外の機能・施設(例えば、「青少年健全育成機能」など)における機器・備品についても、指定管理者が選定・調達を独自に行うのでしょうか？ | 部屋別家具リストに記載したものの以外に必要な機器・備品は、指定管理料に含めて提案してください。 |
| 13 | 公募要項 | 4 | 2(3) 機器・備品の選定及び調達 | 『指定管理者は「②町民交流センター機能(カラオケルーム)」「③総合健康活動促進機能(マシンスタジオ、エアロビクススタジオ、リラクゼーションルーム)」部分の運営に必要な機器及び備品を選定し、調達するものとする』とありますが、それ以外の施設(青少年健全育成機能や保健福祉関連諸機能等)の備品類については、町で用意していただけたらと考えてよいのでしょうか。 | NO. 12に同じ 青少年育成機能の図書についてはNO. 2のとおり |
| 14 | 公募要項 | 4 | 2(3) 機器・備品の選定及び調達 | エアロビクススタジオ等で実施される各種スポーツ教室にて使用される教材品・消耗品(例:ステップ台、チューブ、ボール等)は指定管理者が調達するのでしょうか。 | NO. 12に同じ |
| 15 | 公募要項 | 4 | 2(3) 機器・備品の選定及び調達 | 町が予定している図面・備品一覧に追加される物品については、申請者側ですべてを把握することは困難なため、必要と思われる物品を提案しておき選定後に協議が行われるとの判断でよろしいですか？ | 指定管理者と協議します。 |
| 16 | 公募要項 | 4 | 2(3) 機器・備品の選定及び調達 | 券売機については、どのように考えているのか。指定管理料に入れば良いのか、町で設置するのか。(箇所・台数等) | 電気設備工事E-44記載のとおり入室管理設備(券売機含む)を設置します。 |
| 17 | 公募要項 | 4 | 2(3) 機器・備品の選定及び調達 | 図面によると入場用チケット販売用の券売機が設置の計画ですが、備品一覧には計上されていないため、指定管理者が設置することになりますか？ | NO. 16に同じ |
| 18 | 公募要項 | 4 | 2(3) 機器・備品の選定及び調達 | 太陽光発電システムの屋内表示モニターは指定管理者が設置することになりますか？ | 電気設備工事E-44記載のとおり46型液晶モニターを設置します。 |
| 19 | 公募要項 | 5 | 4. 利用料金 | 貸し部屋(会議室・音楽室・栄養指導室・カラオケルーム・託児室・エアロビクススタジオ)の稼働率を何%程度見込んでおられますか？ | 稼働率の推計はしていませんが、既存施設の利用実績は別紙1のとおりです。 |
| 20 | 公募要項 | 5 | 5(1) 指定管理料 | 指定管理料の支払方法(回数)についての、町の考えを教えてください。(12分割による毎月支払いは可能でしょうか) | 年4回(四半期)の支払いを予定していますが、協議により決定します。 |
| 21 | 公募要項 | 5 | 5(2) 指定管理料の対象 | 利用料金減免額の補填はありますか。 | 減免額を見込み提案ください。 |

| | | | | | |
|----|------|---|--------------------|--|--|
| 22 | 公募要項 | 5 | 5(2) 指定管理料の対象 | 予定されているレストラン・自動販売機設置箇所以外に売店・自販機の追加設置は可能ですか？ | 指定管理者には自販機の設置は許可できませんが、その他については施設完成後に協議に応じます。 |
| 23 | 公募要項 | 5 | 5(2) 指定管理料の対象 | 屋外エリアでイベント開催は可能ですか？（その際、目的外使用料を町に納入する必要がありますか？） | 指定管理者が、施設の設置目的に合ったイベントを開催するのであれば可能と考えます。その際は目的外使用料の納入の必要はありません。ただし、実施に当たっては事前に町との協議を行ってください。 |
| 24 | 公募要項 | 5 | 5(2) 指定管理料の対象 | テレビ受信料は8台分個々に契約し、納入する必要がありますか？ | 受信料は設置台数分支払う必要がありますが、福祉施設に係る減免規定が適用になれば割引されます。(NHKの指示に従ってください) |
| 25 | 公募要項 | 5 | 5(2)⑦ オープン準備 | オープン準備期間中に町が主催する関連団体等の見学会・案内は、町と指定管理者とどちらが対応するようになりますか？ | 町が主催する場合は町で対応します。 |
| 26 | 公募要項 | 5 | 5(2)⑦ オープン準備 | 「オープン準備に係る費用」には、オープニングセレモニーや事前イベント等の実施費用も含めてよいのでしょうか。それとも通常の管理運営業務のみの計上とすればよいのでしょうか。 | オープニングセレモニーは町主催で行いますので費用は町で負担します。開催にあたっては指定管理者にもご協力いただきます。事前イベント等については管理料に含め提案ください。また、実施にあたっては事前に町と協議の上行うものとします。 |
| 27 | 公募要項 | 6 | 5(3)① 光熱水費の精算 | 光熱水費については実費精算が出来るものとし、とありますが、実費精算をしていただけるのであれば、推計金額を教示ください。 | 町側の推計金額は、公表しませんので、施設規模や能力から判断し、提案者側で推計してください。 |
| 28 | 公募要項 | 6 | 5(3)① 光熱水費の精算 | 光熱水費は実費精算が出来る項が記されております。また現場説明会でも各社が算出する旨の説明がありましたが、全体の収支の中で光熱水費が占める比率は大きく、且つ、調達コストも変動が著しい昨今の状況です。更に申請書の審査判定は収支(特に指定管理料額)に大きく影響されますので、設計が算出している光熱水費を開示いただき、それを基準値として収支計画に反映することはできないでしょうか？ | NO. 27に同じ |
| 29 | 公募要項 | 6 | 5(3)② 経費の支払い | 「会計年度を基準とし、分割で支払うもの」とあります。支払い時期・方法等は協議のうえ、年度毎に協定します。」とありますが、支払い時期等が明確でしたらご教示ください。 | NO. 20に同じ |
| 30 | 公募要項 | 6 | 5(3)④ 口座管理 | 指定管理者が管理する専用口座は、指定管理業務と自主事業で分けて準備する必要がありますか？ | 本業務に関連する経費のみの管理口座であれば、分ける必要はありません。 |
| 31 | 公募要項 | 9 | 8(1) 提出書類 | 提出書類の中に、指定管理業務実績を記載する様式がございませんが、任意での提出との理解でよろしいでしょうか。 | 様式第4号(13)-①に記載してください。 |
| 32 | 公募要項 | 9 | 8(1)①エ(カ) 納税証明書 | 県税及び市町村税の納税証明書は、応募団体が事業所を設置している全ての自治体に納めている納税証明をそろえる必要がありますか？ | 申請者となる事業所の納税証明書を提出してください。 |

| | | | | | |
|----|------|----|---------------------|---|--|
| 33 | 公募要項 | 9 | 8(1)①エ(カ) 納税証明書 | 法人税・消費税、県税及び市町村税の納税証明書につきまして、説明会の席上2年度分とのご説明がありましたが、『未納のないことの証明書』でなく『納税額の記入された納税証明書』を用意するのでしょうか。また、その場合の税目としますと、弊社法人であり、国税は、法人税・消費税及び地方消費税。県税は事業税・法人事業税。市税は、法人等市民税といったところでしょうか。 | 前段については、NO. 32に同じ 後段については、課税された全ての納税証明書を提出してください。 |
| 34 | 公募要項 | 10 | 8(4)ケ 申請書類の開示 | 情報公開請求がなされた場合、申請書類は無条件で全面的に公開されますか。 | 上三川町情報公開条例(平成13年上三川町条例第21号)に基づき公開します。 |
| 35 | 公募要項 | 10 | 9. 指定管理者の候補者の推薦者の選定 | 「指定管理者審査会」の概要についてご教示ください。委員の人数、属性(専門分野・所属等)、外部委員の有無など、可能な範囲で教えてください。 | 審査会の委員は(1)学識経験者(2)施設の管理運営について専門的な知識を有するも(3)関係所管課職員(4)その他町長が適当と認めるもののうちから町長が委嘱した10名で、外部委員も含まれます。 |
| 36 | 公募要項 | 10 | 9(4) 評価基準 | 「評価基準」を具体的にお教えてください。どのような評価項目があり、各々の評価項目に対して、どのような点数配分がされているのかなど、可能な限りの開示をお願いします。 | 上三川町公の施設における指定の手續等に関する条例(平成17年条例第26号)第4条各号により評価します。なお、点数配分等については審査実施前は非公開とさせていただきます。 |
| 37 | 公募要項 | 10 | 9(4) 評価基準 | 評価基準と配点表を教えてください。 | NO. 36に同じ |
| 38 | 公募要項 | 10 | 9(4) 評価基準 | 指定管理者審査会の評価方法について具体的に教えてください。例えば、評価項目ごとに全委員による「合議」で点数を決めていくのでしょうか？または、個々の委員の評価点を「総合」して算出するのでしょうか？ | 第一次審査、第二次審査ともに、委員の評価点を総合して順位を決定します。 |
| 39 | 公募要項 | 12 | 11. 上三川町と指定管理者の責任分担 | 新規施設のため、以下の瑕疵担保期間を教えてください。 ①建物工事 ②設備機器工事 ③設備機器 メーカー保証期間 | 建物については、引渡しを受けたときから2年、設備機器については、引渡しを受けたときから1年又は、メーカー保証期間となります。また、瑕疵が施工者の故意若しくは重大な過失により生じた場合等は10年となります。 |
| 40 | 公募要項 | 12 | 11. 上三川町と指定管理者の責任分担 | 物価リスクの適用範囲は何%程度からを想定していますか？ | 特に想定はしておりませんが、状況に応じて指定管理者または町の申し入れにより、協議します。 |
| 41 | 公募要項 | 13 | 12. モニタリング | モニタリングの実施によって、指定管理業務が円滑に履行されていないと判断された場合におけるペナルティについて、町の考えをお聞かせください。 | 「P13の12. モニタリング(3)是正勧告」に記載のとおり対応します。 |

回 答 書

| 番号 | 資料名 | 頁 | 項目名 | 質 疑 事 項 | 回 答 |
|----|------|---|-----------------------|--|---|
| 42 | 仕様書1 | 1 | 3(1)総括責任者 | 「総括責任者として専任の正規職員を1名配置」とありますが、これは1名を任命すればよいのでしょうか。それとも営業期間中常時1名以上総括責任者を配置する(ローテーションで数名で対応する)ということなのでしょうか。 | 総括責任者1名を専任の正規職員で配置してください。総括責任者不在の場合でも、円滑な指定管理業務を遂行できるよう職員を配置してください。 |
| 43 | 仕様書1 | 1 | 3(3)職員の人数及び勤務体系 | 職員の人数及び勤務体系はプラザの運営に支障がないようにとあるが、御風呂の受付・カラオケ・大広間等についての町としての考えかたはどうなのか。 | 利用者が快適に過ごせるような人員配置と勤務体系を提案してください。 |
| 44 | 仕様書1 | 2 | 4(2)施設利用許可等 | 施設利用許可等を実施する職員の配置場所は「事務室」でよいのでしょうか。施設利用許可等の職員と総括(副)責任者を兼任することは可能でしょうか。 | 利用者の利便が図れる場所であれば配置場所は問いません。また、職員体制も利用者に利便が図れるものであれば兼任でも可能です。 |
| 45 | 仕様書1 | 2 | 4(2)施設利用許可 | 各種イベント等の申込に対し、利用の許可をすることは可能でしょうか。また指定管理者がイベントを企画、運営することは可能でしょうか。 | 個々の利用申請に対し、利用許可基準に適合しているかを判断し利用許可をしてください。 後段については、NO.23に同じ |
| 46 | 仕様書1 | 2 | 4(2)業務内容②利用許可申請及び利用許可 | 「利用券」について、券及びその発行方法は、応募者が自由に提案するということで宜しいのでしょうか？例えば券売機を導入することも可能でしょうか？ | 利用券の種類については自由に提案してください。 券売機については、NO.16のとおり |
| 47 | 仕様書1 | 2 | 4(3)町民交流センターの管理運営 | 「大広間」での飲食は許可されていますか？制限がある場合、その内容を教えてください。 | 飲食については可能ですが、持込については原則禁止とします。 |
| 48 | 仕様書1 | 2 | 4(3)町民交流センターの管理運営 | カラオケ・大広間での、飲食等はどのように考えているのか。 これも、管理者の提案なのか。 | NO.47に同じ |
| 49 | 仕様書1 | 2 | 4(3)町民交流センターの管理運営② | ②の老人福祉法に基づく老人福祉センター事業とは具体的にどのような事業を想定されていますでしょうか。 | 老人に対して行う健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの便宜を総合的に供与する事業です。既存の施設では、保健師による健康相談、人権擁護委員・行政相談委員による困りごと相談、陶芸、ふくべ細工、大正琴、歌謡、民謡、社交ダンスの各講座等を実施しています。高齢者福祉に寄与し、いきがいくりに繋がる事業の提案をお願いします。 |
| 50 | 仕様書1 | 2 | 4(4)総合健康活動促進施設の管理運営 | 町の機関の主催事業は、年間どの程度開催されるのでしょうか。 また、その際の使用料は、お支払い頂けるとの認識でよろしいでしょうか。 | 仕様書別紙2・3のとおりです。 町主催事業につき支払いません。 |

| | | | | | |
|----|------|---|--------------------------------|--|--|
| 51 | 仕様書1 | 2 | 4(4) 総合健康活動促進 施設の管理運営 | 別紙2に記載されている町主催事業のほか、町が施設を占有する計画はあるのでしょうか。 | 毎年11月にふれあい健康福祉祭りを開催しますので、準備片付けを含め前後数日の占有の計画があります。詳細につきましては事前に協議します。 |
| 52 | 仕様書1 | 2 | 4(4) 総合健康活動促進 施設の管理運営 | 「インストラクター」に求められている資格について、町の想定がありましたら教えてください。 | 健康運動指導士・実践運動指導士等を考えていますが、その他資格が必要な技術指導については、有資格者の配置をお願いします。 |
| 53 | 仕様書1 | 2 | 4(5) 青少年健全育成施設 の管理運営 | 図書コーナーに書架・絵本架を設置予定ですが、図書及び絵本の設置も指定管理者の業務範囲内でしょうか。 | NO.2に同じ |
| 54 | 仕様書1 | 2 | 4(5) 青少年健全育成施設 の管理運営 | 当施設(中央児童館機能)は「児童福祉法による児童館ではない」との説明がありましたが、どの点で異なるかを具体的にご教示ください。特に、人員の数や配置のあり方、職員の資格、施設の機能(提供するプログラム等)に関して、おおよその想定がある場合は、ご教示ください。 | 町児童館の設置及び管理に関する条例(昭和45年上三川町条例第14号)に基づき設置するものではないことから、児童福祉法によるものではないと説明しましたが、児童(18歳まで)に健全な遊びを提供し、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に事業を展開します。人員の配置につきましては児童厚生員を常時1名以上とします。 |
| 55 | 仕様書1 | 3 | 4(5)①及び(6)① 児童厚生員 | 「児童厚生員」に求められる資格について、町の想定がありましたら教えてください。 | 児童厚生員とは、次のいずれかに該当する者としてします。 ・児童福祉施設職員養成校の卒業者 ・「保育士」資格を持つもの ・高卒で2年以上児童福祉の仕事をした者 ・幼、小、中、高のいずれかの教諭資格を持つ者 ・大学で心理、教育、社会、芸術、体育の学科を卒業したもので、その施設の設置者が認めた者 |
| 56 | 仕様書1 | 3 | 4(6)② 子育て支援 | 開館準備中に、「子育て支援に関わる施策等について調整」とありますが、その業務範囲、内容により必要配置人員数が変わってくると思うのですが、その点についての町の考えについて教えていただけますでしょうか。 | 現段階では、計画であり、心構えを記述したもので、事前の研究・検討をしておいてください。 |
| 57 | 仕様書1 | 3 | 4(7) [清掃業務]① 日常清掃 | 居室の日常清掃を行います。居室の範囲につきましては、いきいきプラザ内のレストラン及び入居団体が使用する居室を除く全ての居室スペースと理解してよろしいでしょうか。 | 運営については除きますが、清掃業務を含む維持管理につきましては、施設内全体を実施してください。なお、詳細については、レストラン経営者を含め協議します。 |
| 58 | 仕様書1 | 4 | 4(7) [警備業務] | 駐車場における有人警備(管理)の想定はあるのでしょうか。ある場合、その内容について教えてください。 | 駐車場における有人警備の想定はありません。 |
| 59 | 仕様書1 | 4 | 4(7) [警備業務] ①警備範囲及び警備の方法 | (ア)本館とは建物内、(イ)構内とは建物内を除く敷地内との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| | | | | | |
|----|------|-------------|-----------------------------------|---|---|
| 60 | 仕様書1 | 4 | 4(7) [警備業務] ①(ア) 本館-機械警備 | 機械警備に関する設置と費用負担は、町が行うと判断してよろしいですか？ その際、メーカー等の決定は指定管理者の提案事項を考慮してもらえるのでしょうか？ | 前段については、ご理解のとおりです。 後段につきましては、考慮することは困難です。 |
| 61 | 仕様書1 | 4 | 4(7) [警備業務] ①(ア) 本館-機械警備 | システム構築されているのでしょうか。 ・配線は全て終了されているのでしょうか。 ・機器は対応警備会社で準備し設置工事はするのでしょうか。 | システム構築はいたします。配線、機器設置ともに町で実施します。 |
| 62 | 仕様書1 | 4 | 4(7) [警備業務] ①(イ) 構内-巡回警備 | 構内-巡回警備とは本施設に常駐するのではなく、1日1回以上閉館時間帯に警備員が巡回するとの認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 63 | 仕様書1 | 4 | 4(7) [警備業務] ③ | 警備員は、責任者1人と従事者2名以上を配置しなければならないのか、いずれかを1人を交代で勤務させればよいのでしょうか？ | 責任者1人と従事者2名以上を配置の上、1人が交代で勤務するものとしてください。 |
| 64 | 仕様書1 | 4 | 4(7) [警備業務] ④(ア)火災の予防 | ・消防設備器具及び機材の点検確認とはどのような事ですか。 ・電気器具等のコンセントの点検確認はどのような点検でしょうか。 | 消防器具が定められた所に備わっているかの点検です。主に目視となります。 コンセントからの発火等の恐れが有るか無いかの確認です。 |
| 65 | 仕様書1 | 5 | 4(7) [警備業務] ⑤巡回回数等 | 毎月1回は警備機器及び監視カメラの保守点検を実施してください。とありますが、どのようなシステムが設置されるのでしょうか、また、未定であれば警備機械について、ご提案させていただいてもよろしいでしょうか、決定しているのであれば機械警備会社名をご教示ください。 | システムについては電気設備工事付帯工事の図面に記載があります。機械警備についての提案はできません。 |
| 66 | 仕様書1 | 5 | 4(7) [警備業務] ⑤巡回方法 | 1回/日以上以上の巡回方法は定時巡回でしょうか。 | 1回以上の定時巡回で提案ください。 |
| 67 | 仕様書1 | 5 | 4(7) [警備業務] ⑤巡回方法 | 1回/1月点検、保守点検の方法はどのようなのでしょうか。 ・監視カメラ機械警備を含めた点検チェックリストは用意されているのでしょうか。 | 機械警備全般にわたり支障が生ずることの無いよう行う点検です。主に目視・動作確認による点検を行い、機器の正常な設置と正常な作動を確認します。 チェックリストは今後検討します。 |
| 68 | 仕様書1 | 5 9 | 4(7) [点検業務・保守点検等の詳細] | 設備点検に関わる各設備の設置メーカーとご担当者、ご連絡先を教示ください。 | 建物の設計内容から判断してください。 |
| 69 | 仕様書1 | 5 9 | 4(7) [点検業務・保守点検等の詳細] | メーカーの確定・形式・仕様等が正確に分かるのはいつか。(見積もり作成等が出来ない) | 建物工事完了時となります。設計の内容から判断してください。 |

| | | | | | |
|----|------|----|---|---|---|
| 70 | 仕様書1 | 5 | 4(7) [点検業務・保守点検等の詳細] 2窓ガラス清掃業務 | <p>年2回及び月1回の定期清掃を行います が、丸環が設置されており、上からブラン コで下りることは可能でしょうか。それとも 高所作業車での作業となるのでしょうか、 お教え願います。</p> <p>また、コーティングガラス部はガラスが二 重になっておるようですが、1枚目と2枚目 の隙間は狭いようですがこの部分の仕様 をお教え願います。</p> | <p>屋上に屋外機などの鉄骨が有る場合は 強度確認の上、ブランコ利用可能です。 金属屋根部分はブランコ設置不可です ので、高所作業車での作業としてくだ さい。</p> <p>ACW3, 4部はダブルスキンです。隙間 はガラス同士の間で約70センチとなり ます。中間のタンバクル部には荷重を 掛けられません。その他詳細寸法など はA-53図を参照してください。</p> |
| 71 | 仕様書1 | 5 | 4(7) [点検業務・保守点検等の詳細] 7エレベーター点検 業務 | <p>建築設計図面のエレベーター詳細図及び 平面詳細図を確認しましたが、エレベ ーターは No.1号機 900kg. 分速30m./min No.2号機 1750kg. 分速30m./min の2台しか記載されていません。 仕様書では3号機も存在しますが、どちら が正しいでしょうか？ また、3号機が存在する場合その仕様 についてご教示願います。 No.3号機 用途 型式 積載量 分速 停止数 その他 地震管制運転、な どの特殊仕様</p> | <p>No.3号機は変更設計により追加されてい ます。 No.3号機につきましてはNo.1号機と同じも のが設置されます。</p> |
| 72 | 仕様書1 | 6 | 4(7) [点検業務・保守点 検等の詳細] 10環境衛生管理業 務 | <p>・室内環境測定 ビル管理法ですと年6回ですが、仕様書の 回数でよろしいのでしょうか。</p> | <p>ビル管理法どおりでお願いします。</p> |
| 73 | 仕様書1 | 9 | 4(7) [点検業務・保守点 検等の詳細] 欄外※印 | <p>「※新規開館施設であり、……点検・保 守業務を追加して実施いただく場合があり ます。」とありますが、別途費用は頂ける のでしょうか。</p> | <p>記載の無いものであっても、法定点検を 義務付けられているものは実施してい たきますので、指定管理料に見込み計 上してください。</p> |
| 74 | 仕様書1 | 10 | 5・物品の帰属 | <p>現在設定されている備品類に対し、仕様 の変更等を提案することは可能でしょ うか。(例:ロッカーの機能変更等)</p> | <p>仕様の変更は困難と考えております。</p> |
| 75 | 仕様書1 | 10 | 6. ごみ処理の関係 | <p>保健センター機能部分で発生したごみ処 理は、施設所有者が処理するとの認識で よろしいでしょうか。</p> | <p>医療廃棄物につきましてはNo.11のと おりとしますが、その他のゴミにつきま しては処理をお願いします。</p> |
| 76 | 仕様書1 | | 建築物、設備機器等 の修繕費用につ いて | <p>仕様書において建築物、設備機器等の修 繕費用についての記載がありませんが、 発生した修繕費用は、実費にて精算す る事と考えてよろしいでしょうか？ また、建築、設備各機器の瑕疵期間を ご教示願います。</p> | <p>修繕につきましては公募要項P5の5. (2)④のとおりとします。後段につ きましては、No.39のとおりです。</p> |

| | | | | | |
|----|------|---|--------------------|--|--|
| 77 | 仕様書2 | | | 町主催事業の実施時間について、お示し頂いた時間及び曜日の変更は可能でしょうか。 また、エアロビクススタジオの貸し出し時間及び曜日の変更は可能でしょうか。 | 町主催事業については変更可能です。エアロビクススタジオの貸し出し時間及び曜日は原則変更しません。詳細は協議の中で調整します。 |
| 78 | 仕様書3 | 1 | 2(1) 指定管理料対象外業務 | 指定管理料対象外業務・教室参加者からは施設利用料を徴収の予定ですか？ | 町主催事業のため徴収しません。 |
| 79 | 仕様書3 | 1 | 2(1) 指定管理料対象外業務 | 指定管理料対象外業務は、指定管理者に委託契約されると考えてよろしいですか？ | 競争入札または随意契約により決定した業者と委託契約します。 |
| 80 | 仕様書3 | 1 | 2(1)ア(オ) 従事スタッフ | 運動プログラムを担当(実施・アシスタント)するスタッフ全員が、記載されている健康運動指導士・健康運動実践指導士または同水準の有資格者でなくてはならないのでしょうか？ | 主指導者は健康運動指導士を配置し、アシスタントについては、経験を有する者でも可能です。 |
| 81 | 仕様書3 | 2 | 2(2)イ ベビースイミング | 配布資料ではベビースイミング対象者が生後6ヶ月以上、1回の練習時間が60分となっています。更にプール25mプール1面での営業であり、ここでのベビースイミング開催はリスク(将来の内臓疾患などの恐れなど)が大きすぎる(25mプールの水温は30℃程度で運営を行うと思いますが、体温調節機能が完成されていない2才6ヶ月未満の乳幼児の場合“プール水温33℃・練習時間30分・保温用水着・・・ベビーハーネス着用など”の条件が必要)ではないのでしょうか。 | 指定管理者の責任のもと実施していただく事業につきリスクの少ない方法で実施できるよう提案してください。 |

回 答 書

| 番号 | 資料名 | 頁 | 項目名 | 質 疑 事 項 | 回 答 |
|----|----------|---|---------------------|--|---|
| 82 | 様式第4号 | | 事業計画書 | 提案書についてですが、カラー色で作成は可能でしょうか。 | 可能です。 |
| 83 | 様式第5号 | | (1-1)収支予算書 | 収支予算書5年間分の提案は、募集要項・仕様書の業務範囲で行い、以降外構・駐車場等が完成し、指定管理業務への追加が生じた際は、随時指定管理料の見直しが行われると理解してよいですか？ | 追加が生じた際は、別途委託または、指定管理業務の変更を協議します。 |
| 84 | 部屋別家具リスト | | 2階の「遊戯室・観察室」の備品について | 遊戯具A・Bとありますが、具体的な選定は指定管理者が行うことで宜しいですか？ | 町で選定します。 |
| 85 | 部屋別家具リスト | | | 部屋別家具リストに記載されていないもので、例えば図書コーナーの本等、明らかに設置頂くことが前提となると考えられるものについては、貴町にてご用意頂けるとの認識でよろしいでしょうか。 | 図書コーナーについてはNO.2のとおりその他についてはNO.12のとおりです。 |
| 86 | 平面図 | | | マシンスタジオ及びエアロビクススタジオ内の電源の位置については、指定管理者の提案によるものとの認識でよろしいでしょうか。 テレビのアンテナ線は、マシンスタジオ内にも引き込まれていますでしょうか。 | マシンスタジオについては過半の床面がフリーアクセスフロアになっています。その範囲において電源の設置位置の提案は可能です。エアロビクススタジオ内の電源の位置は変更は出来ません。マシンスタジオ内にテレビのアンテナ線は配線されます。 |
| 87 | 条例 | | | 条例に定める以外の施設の利用規則等については、指定管理者が定めてもよいのでしょうか。 | 指定管理者が作成する場合には町に協議し承認を得てください。 |
| 88 | 条例 | | 別表2 | 指定管理者が各施設や屋外広場等において自主事業等で施設を占有するときにも、別表2のような施設使用料または行政財産使用料が発生するのでしょうか。 | NO.23のとおり |
| 89 | 条例 | | | 施設内において物品販売等を実施するスペースを確保することは可能でしょうか。また可能な場合、行政財産使用料等は発生するのでしょうか。 | NO.22に同じ |
| 90 | 条例 | | | 中庭において事業を実施する旨の提案は可能でしょうか。 | 管理、運営上問題がないことを十分考慮し、施設の特性を踏まえた上で、積極的な利用形態の提案をしてください。 |

回 答 書

| 番号 | 資料名 | 頁 | 項目名 | 質 疑 事 項 | 回 答 |
|----|-----|---|--------|--|---|
| 91 | | | 債務負担行為 | 債務負担行為は設定されますか。 | 12月の指定管理者の議決に併せ債務負担行為の設定予定です。 |
| 92 | | | 町内巡回バス | 現地説明会の現地案内(庁舎4階での外観確認)の際、バスに関するご説明をされた様に記憶しておりますが、その内容についてご教示ください。 | 町内4ルート、バス2台で各ルートとも午前2回、午後2回町内を巡回する予定となっています。いずれのルートもいきいきプラザ発着となります。 |

平成18年度老人福祉センター研修室等の稼働状況

| | 研修室 | | | 教養娯楽室 | | | 合 計 |
|-------------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|
| | 午 前 | 午 後 | 1 日 | 午 前 | 午 後 | 1 日 | |
| 社会福祉協議会主催 | 118 | 75 | 11 | 49 | 10 | 7 | 270 |
| 福祉4団体 | 12 | 7 | | 3 | 1 | | 23 |
| ボランティア連絡協議会 | 1 | 5 | | | 4 | | 10 |
| エール | | 4 | | 2 | 4 | | 10 |
| 各種講座 | 35 | 15 | 1 | 29 | 13 | | 93 |
| 楽らく隊 | | | | 8 | 2 | | 10 |
| コスモス吹込み | | | 12 | | | | 12 |
| アイの会 | | | | | | 12 | 12 |
| いきいきサロン | | | | | | 22 | 22 |
| 役場関係 | 7 | 1 | 1 | 1 | | | 10 |
| その他 | 16 | 54 | | 22 | 41 | 2 | 135 |
| 合 計 | 189 | 161 | 25 | 114 | 75 | 43 | 607 |

※施設使用料は無料。

※当プラザの会議室についても同程度の稼働(全額減免扱い)が見込まれます。

カラオケの利用状況 年間3,793曲 100円/曲当たり

平成18年度保健センターの稼働状況

○保健センターの利用状況の統計資料は作成しておりませんが、検診受診者を含め6,870人の利用者がありました。

○調理実習室の利用は、食生活改善推進協議会が月2回程度利用していました。(19年度については36回実施予定)